

産業財産権の現状と課題の公表について ～グローバル化に対応した知的財産システムの強化～ ＜特許行政年次報告書 2011 年版＞

企画調査課

I. はじめに

この度、産業財産権をめぐる政策の現状と方向性、国内外の動向と分析及び統計情報等を取りまとめた特許行政年次報告書を公表いたしました。本報告書が、産業財産権行政の現状と課題への理解を深め、産業財産権制度の更なる発展のための一助となることを期待しています。

本稿では、特許行政年次報告書 2011 年版の概要を紹介します。

2011 年版のポイント

1. 2010 年の特許出願件数は、前年とほぼ同様となりました。この背景には、昨今の景気の影響とともに、出願人が特許出願の厳選を行い、事業展開の核となる質の高い出願を目指す特許出願戦略を採用してきていることが考えられます。
2. 我が国の PCT 出願件数を見ると、2010 年は、2009 年に比べ増加しました。これは、日本企業の活動が一層グローバル化したこと及び知的財産権保護の重要性について認識が高まってきたことが背景にあるといえます。
3. 意匠登録出願件数、商標登録出願件数は、2010 年に増加に転じました。
4. 我が国は特許審査ハイウェイ（PPH）の対象国拡大を積極的に進めています。

II. 概要

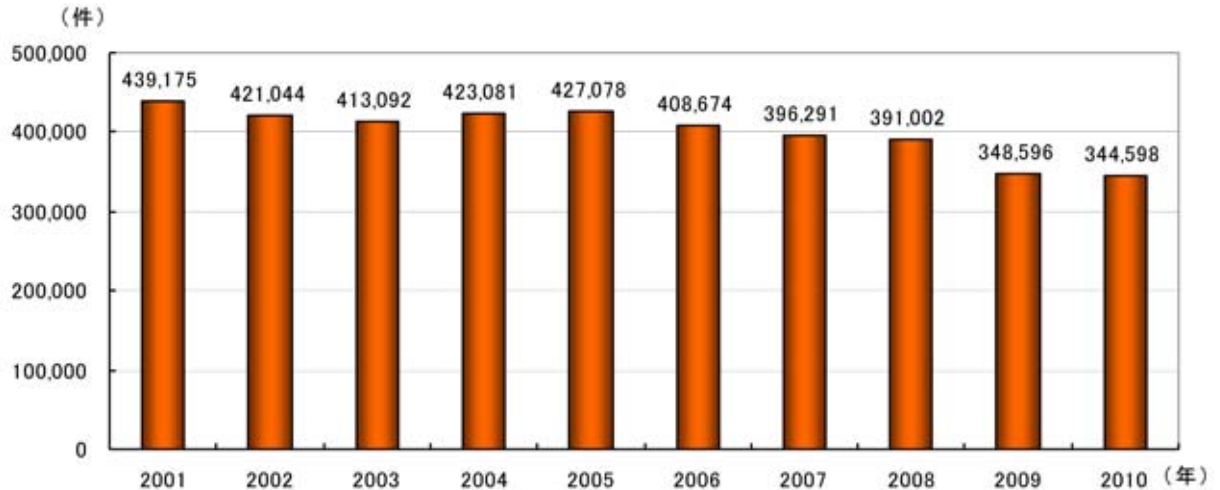
1. 産業財産権をめぐる動向

(1) 国内外の出願・登録状況と審査・審判の現状

①特許

2010 年の特許出願件数は、前年とほぼ同様の 344,598 件（前年比 1.1% 減）となりました。この背景には、昨今の景気の影響とともに、出願人が特許出願の厳選を行い、事業展開の核となる質の高い特許出願を目指す戦略を採用してきていることが考えられます。

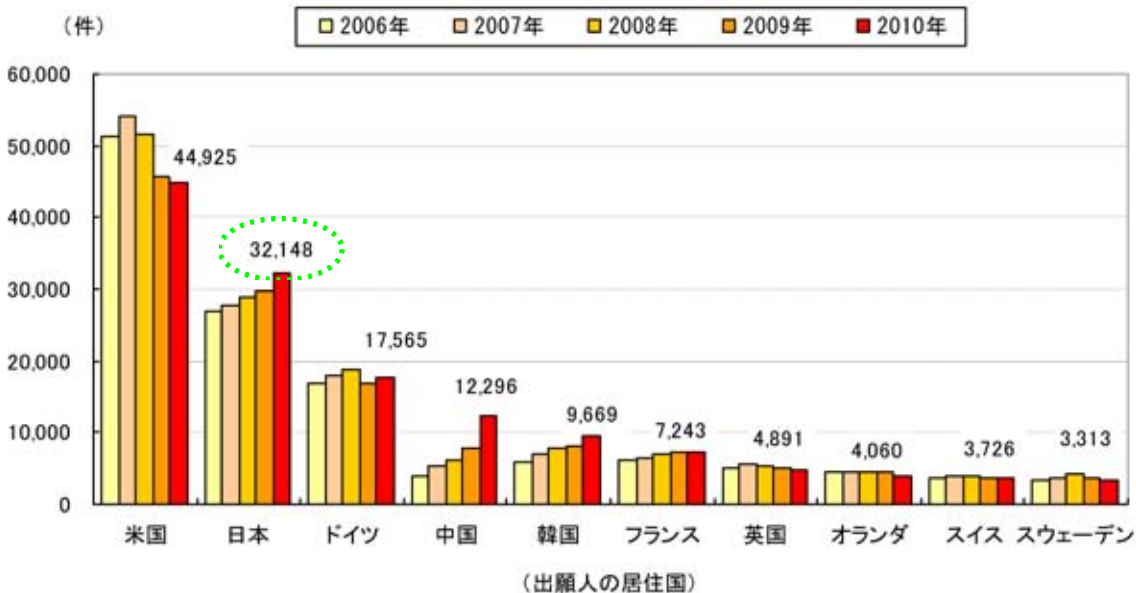
【特許出願件数の推移】



我が国の PCT 出願（特許協力条約に基づく国際出願）件数を見ると、2010 年は 32,148 件（前年比 7.9% 増）であり、2003 年以降、米国に次ぐ世界第 2 位を維持しています。これは、日本企業の活動が一層グローバル化したこと及び国際的な知的財産権保護の重要性について認識が高まってきたことが背景にあるといえます。

中国の 2010 年の PCT 出願件数は、12,296 件（前年比 56% 増）であり、2009 年にフランスを抜いたのに続き、2010 年は韓国を抜いて、世界第 4 位となりました。

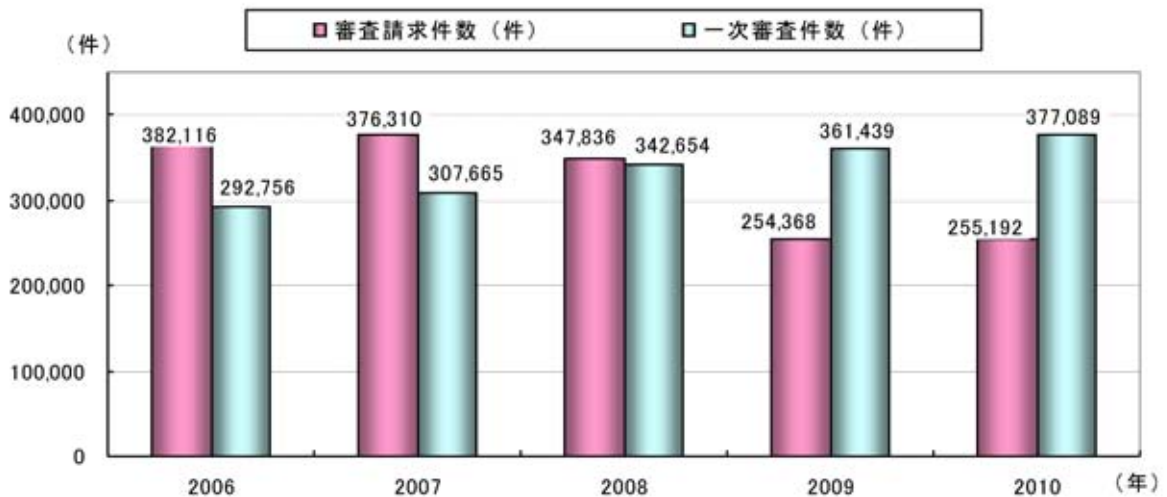
【出願人の居住国別の PCT 出願件数の推移】



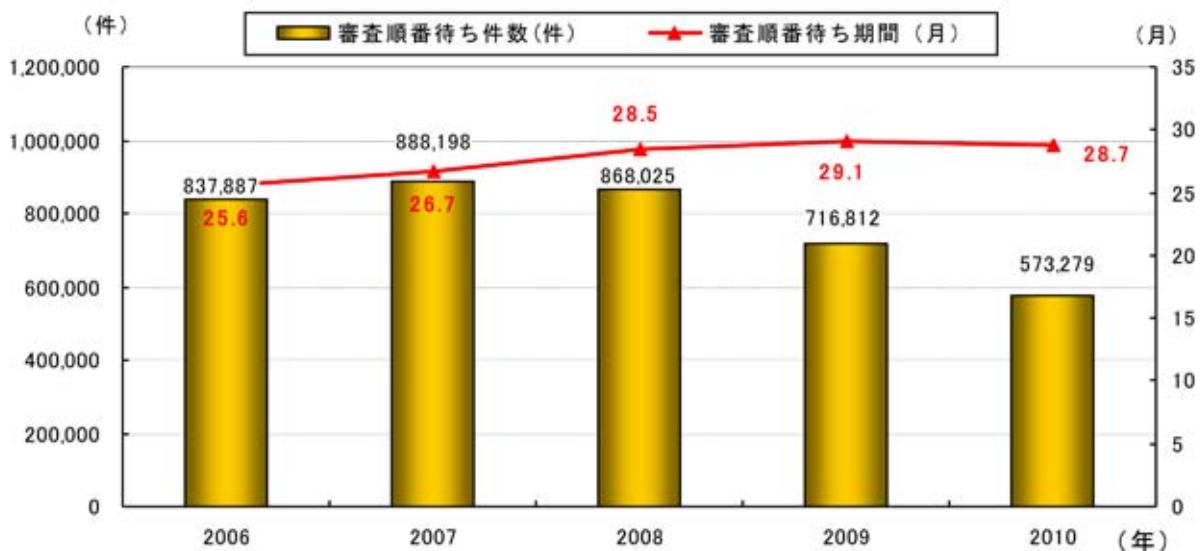
2010年の審査請求件数は、2009年とほぼ同様の255,192件（前年比0.3%増）となりました。

一次審査¹件数は、2009年に引き続き、審査請求件数を上回りました。その結果、審査順番待ち件数は2010年末の時点で57.3万件（前年比20%減）に減少し、また、2009年まで長期化の傾向を示してきた審査順番待ち期間²は、2010年には短縮に転じ、28.7か月となりました。

【審査請求件数と一次審査件数の推移】



【審査順番待ち件数と審査順番待ち期間の推移】



1 出願人により審査請求がなされた後に、最初に行われる審査

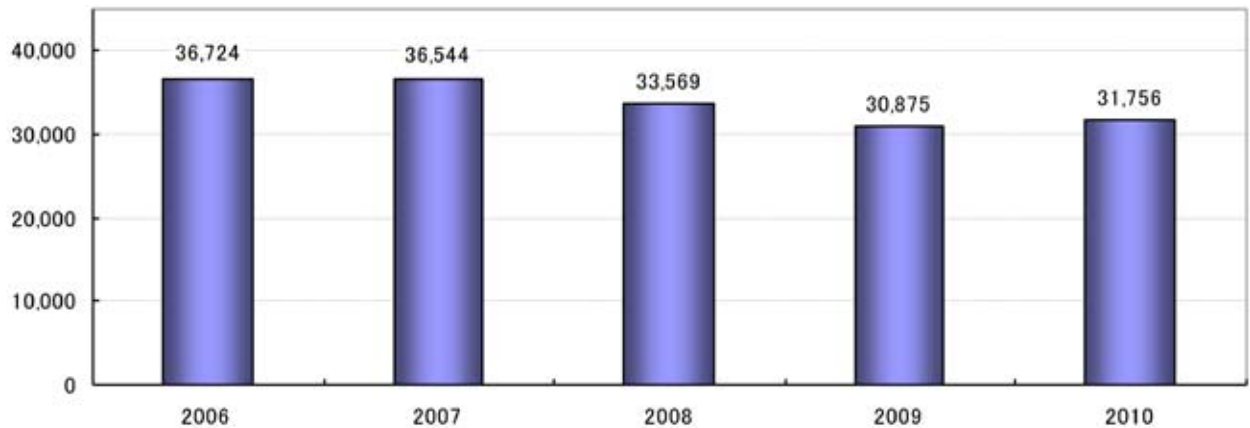
2 審査請求から一次審査までの期間

②意匠・商標

意匠登録出願件数は近年、減少傾向が続いていましたが、2010年は増加に転じ、31,756件（前年比2.9%増）となりました。

商標登録出願件数は113,519件（前年比2.4%増）となりました。そのうち、国際商標登録出願¹については10,825件（前年比1.7%増）となりました。

【意匠登録出願件数の推移】



【商標登録出願件数の推移】



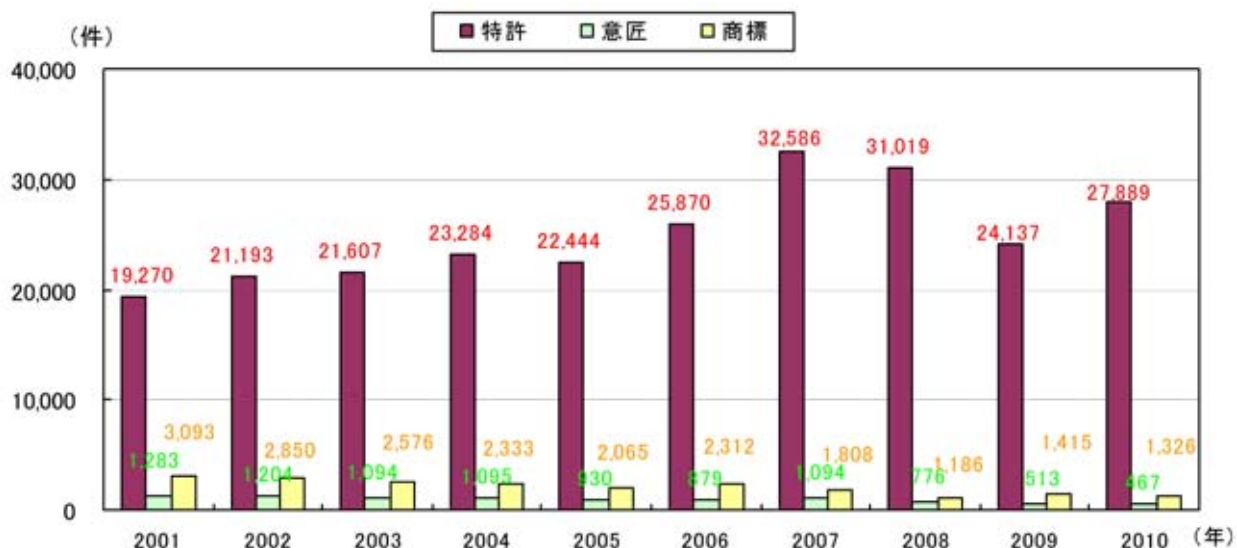
1 マドリッド協定議定書に基づく国際出願であって、日本国特許庁を指定したもの

③審判

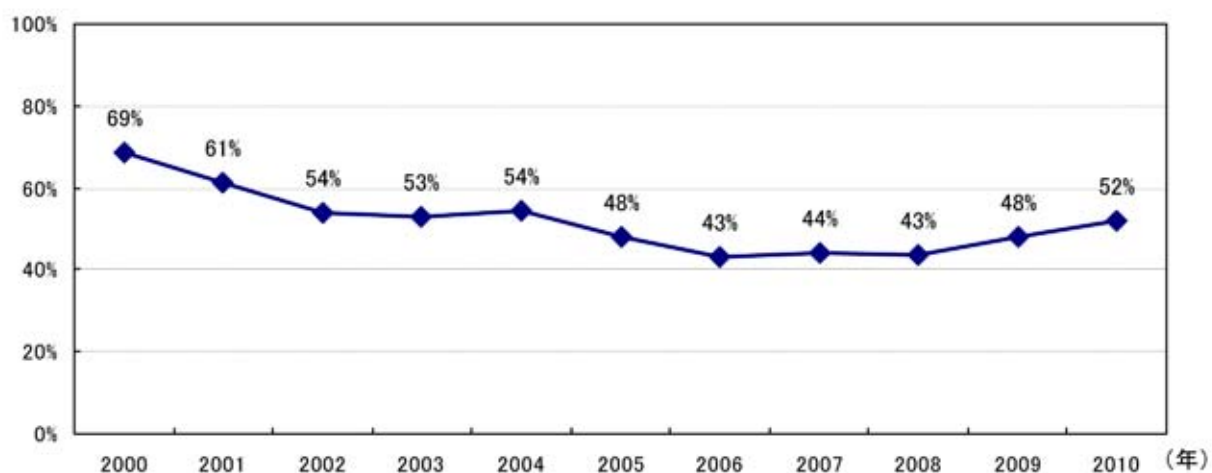
特許の拒絶査定不服審判の請求件数は、2009年に一時的に大幅に減少しましたが、2010年には27,889件（前年比16%増）となりました。

特許の拒絶査定不服審判において、2010年の請求成立率¹は52%となりました。

【拒絶査定不服審判請求件数の推移】



【拒絶査定不服審判事件における請求成立率の推移（特許）】



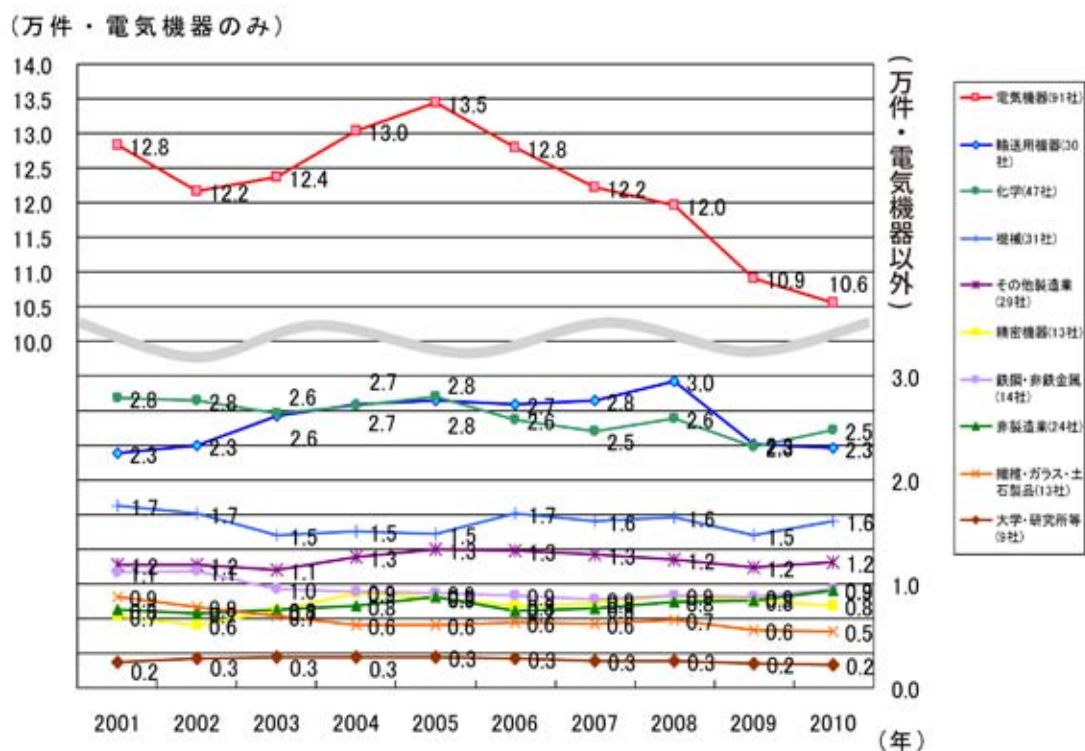
1 審判により審決がなされたもののうち、請求が成立するとされた（すなわち、特許査定となった）審決の割合

(2) 我が国における知的財産活動の実態

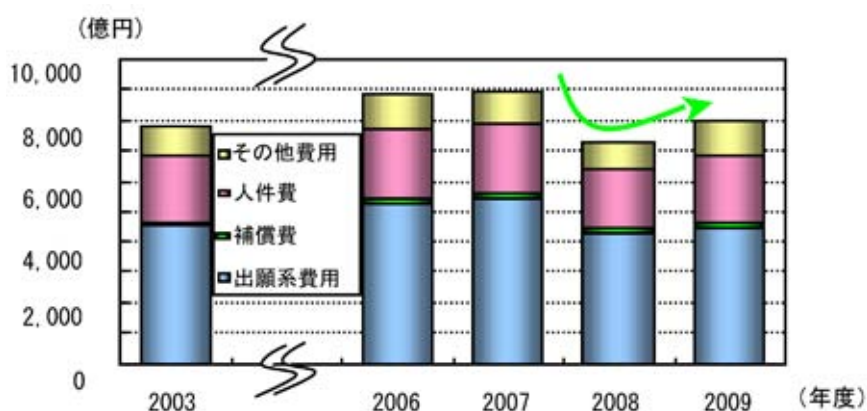
2010年の特許出願件数を業種別に見ると、電気機器では継続して減少傾向となりました（前年比3.1%（3千件）減）。他方、化学（同6.5%（1.5千件）増）、機械（同9.3%（1.4千件）増）など、増加に転じた業種も見られました。

2010年度の特許庁調査によれば、我が国企業等の知的財産活動費は、2008年度に大きく減少しましたが、足下では回復の兆しが見られました。

【業種別特許出願件数の推移（2010年出願件数上位301社）】



【知的財産活動費の推移（全体推計値）】

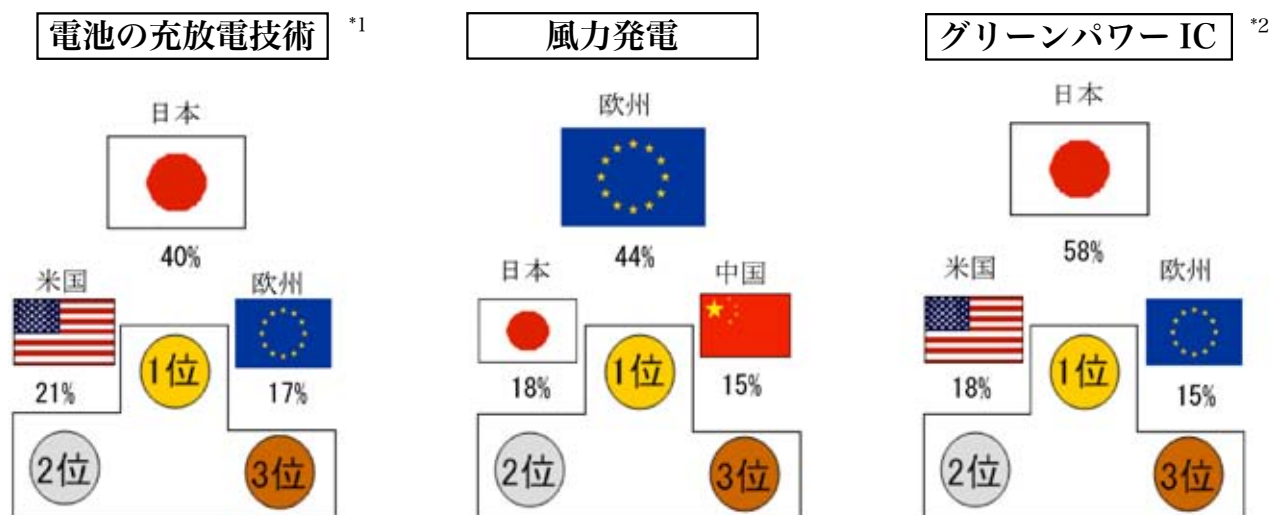


(3) 各分野における知的財産活動の実態

2010年度は、環境・エネルギー分野、ライフサイエンス分野を中心に12の技術テーマについて、特許出願の傾向から見た技術動向調査を行いました。

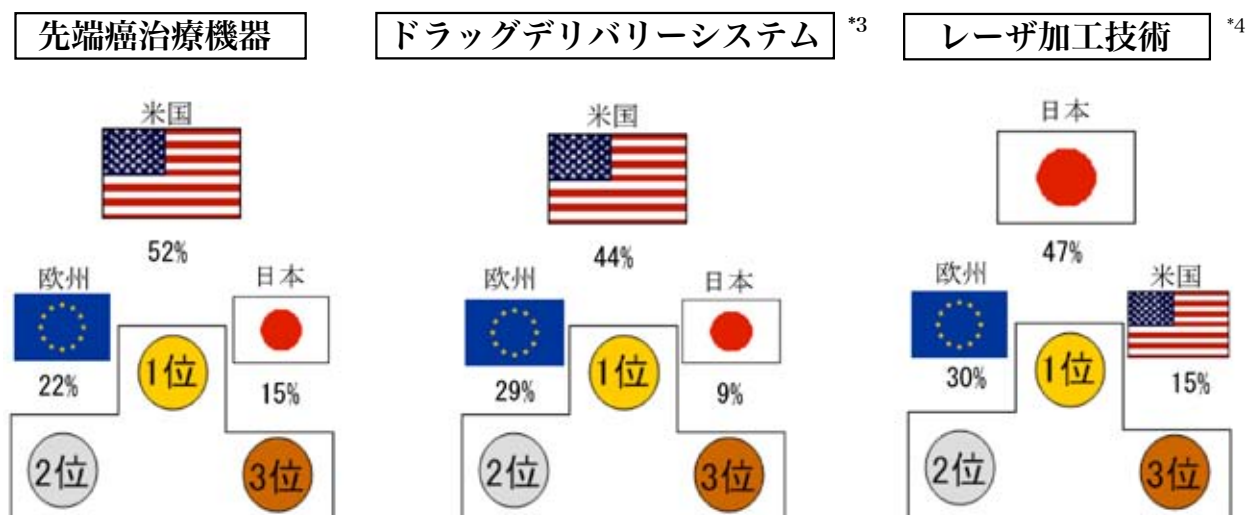
各技術テーマで、どの国が強いのか、どの企業が強いのか等についての調査をし、今後日本が進むべき方向性について分析を行いました。

【出願人国籍別の日米欧中韓への出願割合】



*1 充電式電池の持つ性能を最大限活用しながら、劣化の抑制、安全の確保を図る技術

*2 電力変換時のエネルギーロスの小さい電力用半導体素子



*3 治療が必要な疾患部に、薬物を効果的かつ集中的に送り込む技術

*4 レーザビームを利用した形状の変化を伴う加工技術

2. 知的財産活動に対する政府の取組

(1) 特許における取組

① 先行技術文献調査外注の拡充

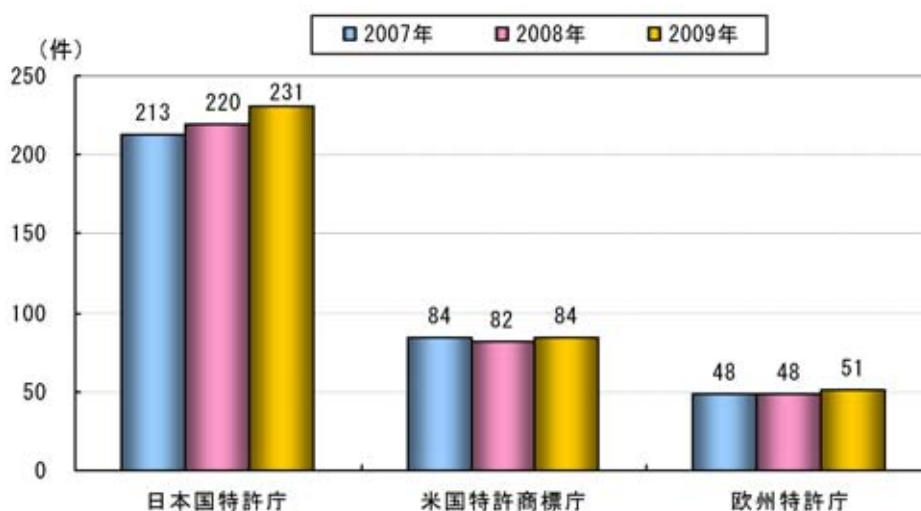
2010年度の先行技術文献調査の外注件数は、24.6万件（前年度比5.6%増）となり、うち、審査効率が高い対話型外注件数は外注件数全体の84.6%（20.8万件）となるなど、一層の民間活力の利用を図りました。

ペーパーレスシステムの構築、先行技術文献調査の外注等により、我が国は米国と比較して2.8倍、欧州との比較では4.5倍の高い効率で、審査を行っています。

【検索外注件数の推移】



【一審査官当たりの審査処理件数】

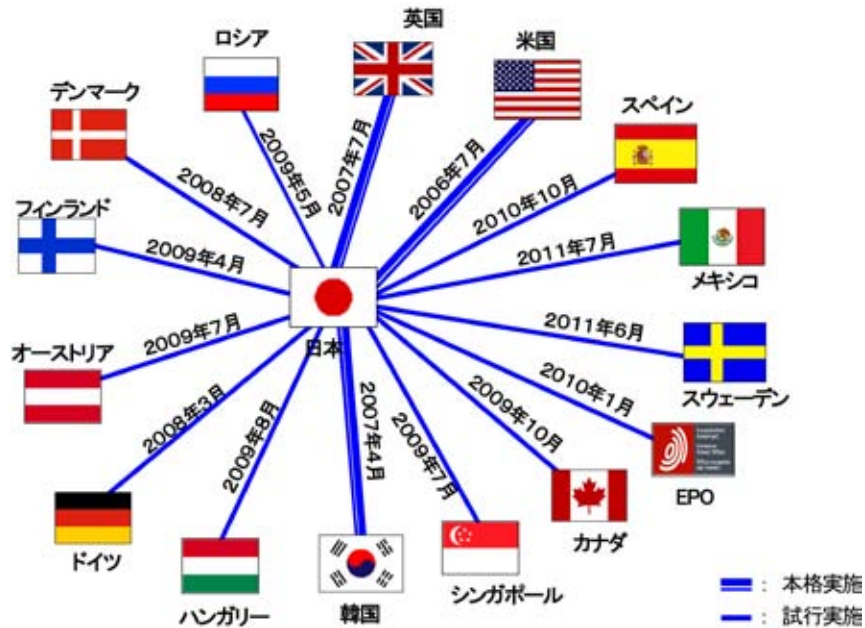


②特許審査に関する国際協力の推進

2011年7月1日現在、日本は15の国・地域と、特許審査ハイウェイ¹を通じて、国際的なワークシェアリングに取り組んでいます。

特に利用件数の多い、日米及び日韓の特許審査ハイウェイでは、2010年12月末までの累計で、日→米への申請が3,119件、米→日への申請が1,014件、日→韓への申請が627件、韓→日への申請が113件となりました。

【日本と他国間の特許審査ハイウェイのネットワーク】



(2) その他の取組

「特許法等の一部を改正する法律案」が、2011年3月11日に閣議決定された後、4月1日に第177回通常国会に提出されました。同法律案は、その後審議を経て可決・成立した後、6月8日に公布されました。

【法改正による特許料の減免制度の拡充】

対象者	減免期間
資力に乏しい個人・法人	対象拡大
研究開発型中小企業	1-3年目 → 1-10年目
大学・独法等	

【法改正による意匠登録料の引下げ】

登録料	1-3年目	4-10年目	11-20年目
	毎年 8,500円	毎年 16,900円	毎年 33,800円 → 16,900円

1 ある国で特許権を取得することが可能と判断された出願について、出願人の申請により、別の国で簡易な手続で審査を早期に受けられるようにする制度

特許庁では、東日本大震災により影響を受けた方々に対し、手続期間の延長等の救済措置を講じるとともに、相談体制の充実や特許庁ホームページ等による情報提供を行っています。6月27日現在で46か国・地域の知的財産庁（米国、欧州、中国、韓国等）が特例措置を発表しています。

【東日本大震災に関する手続相談窓口】

電話：代表 03-3581-1101	
◇出願手続に関すること 特許庁審査業務部方式審査課	内線 5000
◇国際出願（PCT）及び商標の 国際出願（マドリッド協定議定書）手続に関すること 特許庁審査業務部国際出願課	内線 5100
◇登録手続に関すること 特許庁審査業務部出願支援課登録室	内線 5200
◇審判手続に関すること 特許庁審判部審判課	内線 5300
◇その他の手続に関すること 特許庁審査業務部方式審査課方式審査基準室	内線 2113

*特許行政年次報告書は、特許庁ホームページにおいても公表しています。

<http://www.jpo.go.jp/index/insatsubutsu.html>

にて、過去の年次報告書とともに公表していますので、ご活用下さい。